社說

軍艦の種類及び用途

海軍の論次第に歩を進めて製艦の方針を論ぜんとするに就ては少しく蛇足を添ふるの嫌あるが如くなれども聊か軍艦の種類と其用途とを述べて世人の參考に供するも自から無用に非ざる可し今、軍艦の種類を大別すれば凡そ左の如くなる可し

第一　戰鬪艦(Battle ship)　第二　海防艦(Coast defence ship)
第三　巡洋艦(Cruiser)　第四　報知艦(Despatch vessel)
第五　砲　艦(Gun boat)　第六　水雷艇(Torpedo boat)

右の諸艦は互に種類を異にしながら互に相待て用を爲し苟も其一を欠く可らざるは人體に四肢五官の欠く可らざるが如し即ち主戰艦は艦隊の軀幹と爲り正々堂々戰を交ふるを主とするものにして敵の軍艦及び砲臺を破壞するに足る可き攻擊力と敵より發する砲彈を拒ぐに足る可き防禦力とを備へざる可らず目下歐米諸國にて一等主戰艦と稱せらるゝものは少なくも一萬噸以上にして艦體の大小に由て一等二等三等に區別せり海防艦は沿海に出沒して敵艦と鬪ひ或は進んで砲臺を攻擊するの任に當るものにして主戰艦に比して甚だ劣らざる攻防力を備ふると同時に吃水を淺くして巨艦の進航し得ざる海上に在て自由に運動するの能力を具ふるあり巡洋艦は戰時と平時とに拘はらず其用途の最も廣きものにして戰時には敵の商船運送船を破壞略奪し且つ之を護衛する軍艦を攻擊すると同時に我商船運送船の保護々送に任じ艦隊補助艦として偵察、通信等の要務に當り時としては戰列に加はり攻守の用に供するあり巡洋艦には裝甲巡洋艦(Armoured cruiser)非裝甲巡洋艦(Unarmored cruiser)の別あり又みれを一二三の三等に分ち攻防の任務には成る可く裝甲艦を用ふるを善しとす而して平時に在りては海外の航路居留民を保護し又遠近の海洋を巡航して警備の任務を掌るものなり巡洋艦は硫黄性即ち多量の石炭を貯藏して遠距離に航し得るの性質と巨大なる機關を裝置して迅快なる速力を具ふるとの必要あるを以て近時の製造には往々一萬噸以上のものを見るに至れり報知艦は敵艦の強剽動靜を視察して機敏に我旗艦に報告して緩急事に應ずるを得せしめ且つ司令長官の命令を艦下の諸艦に傳達するの務に任じ砲艦は沿岸に隱現出沒して重に海峽港灣の防禦に當り無事の日には專ら警備保安の爲めに近海を巡邏するものなり又敵の水雷艇を驅逐破壞するを目的として且つ自から水雷攻擊の動作を逞うするものは其大なるを水雷砲艦(Torpedo gunboat)と云ひ其小にして速力殊に大なるものを水雷破壞艇(Torpedo destroyer)と云ふ霧中もしくは暗夜に乘じて主として海港沿岸の防禦及び敵港の襲撃に當り又時に艦隊に附隨して海洋に出で戰鬪中敵艦の隙を見て突進猛威を逞うするは水雷艇の任務なり而して水雷艇を使用するには敵艦の水雷艇と之に關する諸要具及び備品等を搭載運搬する水雷母艦(Torpedo depot ship)を其[illegible]と知る可し其他兵員軍馬輜重等を搭載するものは運送船(Transport)(俗に兵員運搬船と稱す)の必要あり又練習[illegible]uing ship及びSurveying [illegible]の設なかる可らず今試に我國現在の軍艦に就て其例を示せば來春竣成す可き富士八雲は一等主戰艦敷容艦鎮遠は二等主戰艦、松嶋、橋立、厳嶋の三姉妹艦は先づ海防艦に屬し吉野、高千穂、浪速は二等巡洋艦に屬すれども甲乙代田、須磨、明石は三等巡洋艦に屬すれども甲乙并に一等巡洋艦に至ては我國には一隻も見ず現に東洋に在る露のルーリックは裝甲巡洋艦の最も錚々たるものにして英のエドガー及びグラフトンは一等巡洋艦の模範とも見る可きものなりと云ふ其他八重山、宮古は報知艦、大嶋、赤城、鳥海は砲艦、龍田は水雷砲艦に屬し小鷹、通龍は水雷艇の最も大なる者にして航洋水雷艇と稱し金剛、比叡并に鎮遠間、迅鯨は練習艦、磐城は測量艦に屬するものなり水雷母艦及び運兵を本務とする特別船は未だ我國に有せざるが故に日清の戰爭には民有の商船を雇入れたり斯くの如く軍艦の種類に從てその用途を異にするは一種の軍艦にては其用途に適應せず可き諸種の資格能力を兼備するあると能はざるが爲めに外ならず例へば巨大の砲門を具へ且つ鋼鐵板を厚くせんとすれば機關の重さを適度に止めて幾分か速力を減ぜざるを得ず又速力を快捷にし且つ遠距離の航海に堪へしめんとすれば機關を大にし石炭搭載の量を多くするが爲めに攻守の武裝を殺がざるを得ず元來軍艦の資格は復原力の大小、操縱の輕易、航洋の適否、航續里程の長短、攻擊力(砲、水雷、撞頭)及び防禦力(裝甲及び防禦甲板)の強弱、速力の高低(即ち機關の大小)、吃水の深淺等に從ひ消長するものにして是等の諸能力を適宜に鹽梅調合するは造船學上の最大要義なれども一の能力を減ぜざる可らざるは物理の原則にして一種の軍艦に其諸能力を無憚せしむるあるとは決して得べからざるなり故に主戰艦は攻防の兩能力を第一とし速力の如きは寧ろ第二位に置き海防艦は稍や主戰艦に匹敵す可き攻防力を要するも其本務上より吃水の淺きを欠く可らざる要件とも巡洋艦は速力、航洋性、航續性を先にして兵器、裝甲を後にし砲艦は攻擊力、淺吃水を主として防禦力、航洋性を次にし又水雷砲艦は速力に由て自から能力の長短輕重を異にするものなり左れば軍艦の用途も彼の分業の主義に支配さるゝものにして能く各種配合の當を得て始めて其效を全うす可きのみ特に主戰艦、巡洋艦、報知艦、水雷砲艦等は艦隊の編制上に必要欠く可らざるものにして前の人體の譬を用ふれば主戰艦は軀幹の如く巡洋艦は四肢の如く報知艦水雷砲艦は耳目の如し則ち其一を欠くときは艦隊の編制に不具を免かれざるものと知る可きなり

日清通商航海條約

○臺灣の阿片輸入　臺灣に於ける阿片吸飲の慣習は漸次絶滅に至らしむるの目的を以て一般商人の阿片を輸入し及び賣買をなすを禁じ總督府民政局に於て阿片を買入れ宿癖者にのみ特に鬱札を附與して藥用的に吸飲せしむる筈にて不日律令を以て規定する由なるが右阿片は大食喜八郎氏及びサミュール商會をして支那その他の地方より輸入せしめ之を民政廳にて買上るみとに約束成りたる由

後篇　女武者　わかば

第五十二回　御注進

一度は世に時めきし菊房の權門、空飛ぶ禽も翼を收むる侍所の別當を、敵慨を抛つるが如くに辭し去りて、上總へ去りし後悠々、再び世事を顧みざる、表の裏は烈火炎々、機を覗ひ兵を伏せて、鱗の狼、狐安房梶原の老狡を討つて、一には君側の奸を清め、二には日頃の鬱憤をはらさんものと、諸代の郎黨策士を集めて、夜半の密議に油斷なし、誠によれ猛虎嘯き止んで爪を蔵の蔭に辟ぐが如し。

さらぬだに間諜間諜の猜忌の猛眼、宛然晴夜の星の如くして、四方の隅よりきらめき渡り、和田一門が一挙動を巧に覗ひ見る事頻なれば、警戒さかしき巴の面、斯くては密と謀にのみ籠りあれば、反つて敵の疑ひを引くは異事なれば、早や世の無白に飽きし風情して、[illegible]の山邊も驚かず、世事に關はらぬ[illegible]態自適、心の[illegible]侍女一葉を[illegible]もなしけ[illegible]に此方の[illegible]の犬自物、[illegible]れど時の[illegible]へ向け直し[illegible]見やれば、[illegible]て御在し候[illegible]くに巴の面[illegible]殘しき扮裝[illegible]

[illegible]は昨日の官報を以て公布せられたり一讀するに日本の權利特典は細に記載して漏さゞれども支那の權利は殆んど一もあるみとなし減に結構なる條約と云はざる可らず則ち支那に在留する日本國民の身體財産に關する諸要具及び備品等を搭載運搬する水雷母艦(Torpedo depot ship)を其[illegible]と知る可し其他兵員軍馬輜重等搭載するものは運送船(Transport)(俗に兵員運搬船と稱す)の必要あり又練習[illegible]uing ship及びSurveying [illegible]の設なかる可らず日本國民は支那の[illegible]に從はざる可らず日本國民は支那の[illegible]市に往來居住して商工業、製造業、其他一切合[illegible]の權利を享有す可き特權免除を享有す可し雖も清國民は條約上是等の事項に對して何等の權利をも有せざるなり日本國民は自國領事より下附し地方官の副署したる旅行券を携帶すれば商賣又は遊歷の爲め清國內何れの地にも隨意に旅行し其商品及び携帶品を運搬する爲め人夫船夫等を雇入るゝみとを得、又日本の船舶は現在の立寄港なる安慶以下の諸港に立寄り旅客商品を積卸するを得れども清國民は日本に於て同樣の權利を有せず日本國民が清國に輸入し又は清國より輸出する物品に適用す可きものは清國と泰西諸國との間に實施する稅目及び稅則にして何等の場合に於ても日本國民は最惠國民より多額の輸出入稅を課せらるゝみとなしと雖も清國民が日本へ輸出入する物品の課稅は日本の隨意なり以上は日本が新に得たる特權の重なるものにして其他抵代稅の如き噸稅の如き船舶雇入の如き種々の權利を列記しあれども管々しければ此に記さず讀者は宜しく別項記載の本文に就て見る可し之を要するに新條約は始めより終りまで殆んど日本の特權のみを列敍したるものにして支那より日本に與へたると同樣の權利を日本那に與へたるものは二十九ケ條の中たゝ互に外交官を派遣するみと兩國民は兩締盟國の一方に於て各々完全の保護を受くるみと商船難破の場合には互に其擁寄の港に入りて修繕するを得るみと等區々たるもの二三條あるのみ實に申分なき條約にして戰勝の餘威に乘じて結びたるものゝは云へ優柔にして決斷なく頑固にして文明の事理に通ぜざる支那人を相手として斯くの如き條約を締結したる當局者の辛苦亦察す可し我輩は深く其勞を謝すると共に日本國民の此條約に依て得たる權利を利用して大に國利を增進せんみとを希望するものなり